

本件は前回平成8年に監査請求した平成七年度『全市合同特別町会長会議』に続く平成8年度『全市合同特別町会長会議』)分である。(’97, 5, 29)

請求人村松幹雄

## 川口市長措置請求・措置請求要旨の補足(平成8年度『全市合同特別町会長会議』)

### 1、行政と町会との関係。

前回平成八年に監査請求をした平成七年度『全市合同特別町会長会議』は現在住民訴訟中であります。今回の監査請求は、平成八年度に実施した『全市合同特別町会長会議』に付いてであります。前回の監査結果通知の内容は事実確認が丁寧に行なわれたことについては評価を致しておりますが、行政処理の基本となる地方自治法の解釈に基づく、正当性の説明が欠けていたと判断致しております。私達は本件『全市合同特別町会長会議』に公費を支出したことは違法、および法の拡大解釈による脱法行為で有ると思います。その理由は次のとおりです。

### 2、まず本件『全市合同特別町会長会議』と称する慰労のための旅行を行なう背景について申し述べます。

町会、部落会等はずもともと生活上の必要性から発生し、自主的なものであったと考えられているが第二次世界大戦前に内務大臣訓令により法的に政府の下部組織とされ、居住者は町会に加入する事が徹底された。都市生活においては生活必需物資、食料等が町会単位で配給され、空襲に対する婦女子の避難、防火活動なども町会が行ない、町会加入が住民にとって不可避なものとなっていた。また行政上の事務補助(人口、所帯数、住居異動、納税、生活物資、社会福祉、その他の調査事務、証明事項)を町会長が行ない、公私にわたって町内を把握していた。戦後昭和二十二年ポツダム政令により町会は解散させられ、昭和二十七年平和条約成立により再組織化されていったが解散の間、配給物資の受領など生活上の必要からその機能は存続し今日に至っている。

### 3、川口市は行政と任意団体である町会との区分を明確にするべきである。

川口市(以下、市という)においても上記に同じく、今日に到るも任意団体であるといいながら市は『あなたの市民生活は町会(自治会)への加入からスタートします』とのパンフレットを作成、配布し、また市中の市掲示板に同様町会活動参加呼び掛けのポスターを平成八年七月に掲示していた。

市が『市民生活は町会に加入することで始まる』と公言するとは言語道断であり、僭越である。この事はあえて言うならば町会に加入しなければ市民生活は無い!という事である。公費を使い任意団体である町会への加入を市民となるための前提条件であるかのようなパンフレットを作成、配布することは許されない行為である。図らずも現在の市と町会との基本的な関係を事実としてこのパンフレットが露呈したわけである

そして町会は任意団体でありながら一地域には一つの町会であり、加入は個人ではなく所帯であり、加入は当然とされ行政の下部機関として行政補完機能を持ち、市の職員が町会相談員として任命され、行政のパートナー、すなわち行政の下部機関として補完機能の円滑化を図っている事実が市と町会の基本的な関係を証明している。係争中の市の主張、即ち「市は、町会が市と連携の上で各種公益的活動を行ない、行政運営において重要な役割をはたしている・・・」の意味は「市は、町会が行政の補完機能をもつ下部機関として行政運用において重要な役割を果たしている・・・」と言うことである。

### 4、市の言う公益的事業の実態。

市の言う公益的活動についても問題点がある。市民生活上必要な情報源、即ち休日当番医、予防接種、注射、基本健康検診、ガン検診、粗大ごみ収集日程、保険センター情報等を初めとする必要情報が記載されている広報誌の配布も町会員以外には同じ市民であっても配布されず支所等に取りに行かなければ入手できない差別がある。これは広報誌配布手数料がその地区の町会に町会加入所帯数分支払われている為で町会員以外には町会が配布しないからである。公益的活動といわれる集団資源回収、害虫防除、道路、公園の清掃などの環境衛生活動、自主防災活動等々にも補助金、助成金が出されている。炎天下、害虫防除と称して防具もないまま動力噴霧器による殺虫剤の散布を行ない、道路、公園などの草刈り清掃を行ない、側溝下水の清掃ではコンクリートの重い蓋(約 45 kgを十数枚)を上げなければならぬ場所もある。危険なため業者に依頼する家もあり個人負担(一軒二千五百円、角地は五千円)で行なう場合もある。また厳冬の夜間、《火の用心》と声高に町内を巡回する当番など警察、消防、救急とただちに連絡の取れる電話が各戸にある今日、此等を含み、市が公益的活動という中には市民がご近所(町会)のお付き合い上、止むを得ず行なっている部分があるのが事実である。

5、『全市合同特別町会長会議』は慰労の意味があると市は明言している。

『全市合同特別町会長会議』と称する旅行はこの様な市と町会との関係の中で実施され、町会役員が無報酬であることからの慰労が目的であったことが本音であり、会議は建前である。市の主張する、町会役員が無報酬であることからの慰労が目的であることは前回の市長措置請求に係る監査の繕果について、(通知)の第四頁一五行から一九行にかけての文意により明確である。市は任意団体である町会について、この文中にある「市の行政上も各種の困難な事務を処理しているにもかかわらず無報酬であることから、この慰労の意味も含まれていたことを酌むと・・・」と関係人からの事情聴取を記しているとおりの行政の下部機関として、行政の肩代わりをさせていることに対する慰労であることは市も認めている事実である。また、本件『全市合同特別町会長会議』に該当しない町会役員等は町会役員感謝会(退任を含む)に「長年にわたり町会運営に多大なご尽力を戴くとともに、市政に対しましても格別のご協力を賜り、この度、町会役員を退任されたあなた様のご苦勞に感謝の意を表すため、感謝会を開催致します」という案内状が送られ、平成八年七月十八日、総合文化センター、リア音楽ホールで感謝会が開催され退任町会長 32 人、退任町会役員 1,186 人に対して感謝状と記念品を贈呈し、同時に新任町会長の紹介を行なっている。以上のように「県外視察旅行」「町会役員感謝会」「各種補助金、助成金」等、町会に対しての異様なまでの税金の使い方である。これは町会が任意団体でありながら行政の下部機関、補完機能を持つもの、として実によく機能していることから町会に対して公金が出る結果となっている訳で、市は自ら行なわなければならない仕事を「県外視察旅行」「町会役員感謝会」「各種補助金、助成金」等と引き替えに町会を通して市民に公益的の事業、行政の補完業務を行なわせているのが現実であり事実である。

6、地方自治法第 207 条及び川口市職員の旅費に関する条例に旅費を支給できる範囲が定められている。

市は『全市合同特別町会長会議』の開催理由の 1 つとして「胸襟を開いた形で…とか、胸襟を開いた寛いだ雰囲気・・・」等というが、全市合同町会長会議は本件会議以外に年三回開催され、ほぼ同じ人々が出席し会議が行なわれ、言わば顔見知りの親しさも生まれているはずである。現在の市においては例えば住民投票にまで発展するような対立もなく、広報広聴課の日常的な配慮もあり、むしろ町会長、市民側が自由曲に発言している。この様な良好な関係に在る時、あえて「胸襟を開いた形で…」等ということは無理な理由付けであり認められない。

また市は「日頃余り交流のない他の町会長ら同士の相互理解や懇親を深めるため泊まりがけで行なうこ

とも意味のあることは明らかである」というが任意団体である町会役員の懇親旅行をいかなる法的根拠により市が行なうのであろうか。これは任意団体である町会側が必要の有無を判断し、必要ならば役員相互の懇親旅行を自らの費用で行なうことであり、市が公費を使い行なうことは違法である。

そして近くの市、大宮、熊谷、浦和、所沢、川越等では参加者が八千五百円から二万円を自己負担していると新聞が報じている。これら他の市では合法的に地方自治法に基づく補助金を自治会連合会に交付し、参加者も自己負担をしている。しかし交付金とはいえ公金であり、視察とは名目で実は観光であり『税金旅行』と新聞等でも批判されている状況の中で、川口市は全額公金負担である。

この様な状況から見れば『全市合同特別町会長会議』と称し任意団体役員の懇親旅行を全額公金で行なうことは違法、かつ不当であり、社会的通念上相当な範囲をこえていることは明白である。

地方自治法第二百七条には民間人に旅費が支給できる範囲が定められている。これに準拠し条例が定められているが、公務の補助、と何れにも明記されている。上記に述べた如く違法かつ不当なことが長い間に慣習化し当事者間では当然の如くに解釈されているのが現状である。「川口市職員の旅費に関する条例」第三条二項、「職員以外の者が、その機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合にはその者に対し旅費を支給する」と規定し「公務の遂行を補助するため旅行した場合には」と明確に示している

本件、『全市合同特別町会長会議』は『全市合同特別町会長会議』の名を借りた慰労の為の旅行であり「公務の遂行を補助するため旅行した場合」には該当しない。広報広聴課が行なう広報広聴活動の一環としての公務であり旅費が支出されたというが、この説明は法律的には無理である事は前に述べたとおりである。市長、職員が公務を行なうにあたり、その規範となる地方自治法及び条例に従う事は当然である。本件は先ず法に基づき判断するという公務員としての基本と自覚を欠いた法及び条例の拡大解釈に起因している。

よって市長及び全ての支出担当者に対し、違法かつ不当な公金支出行為による損害金額の全額を市に返還するよう勧告願います。

以上